

# みなさんのご意見をお寄せください



## 地域における犯罪を未然に防ぐ

### 鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画(案)

本市は、昨年9月に「鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例」を制定し、本年1月に施行したところです。この条例にもとづき、「鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会」で協議検討を重ねてきました「鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画」(案)がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

#### 計画策定の趣旨

市民のみなさんが安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するためには、市、市民、事業者、土地所有者、警察、その他関係団体などがより連携を深め、一体となった活動を展開していくとともに、それぞれの果たすべき責務を明らかにすることが必要です。また、この基本計画は、市民のみなさんが安全で安心して暮らすことができるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、条例の実効性を確保するために策定するものです。

#### 計画の施策対象の範囲

「車上狙い」、「侵入窃盗」など市民のみなさんが身近に感じている犯罪、「児童・生徒への声かけ事案」などについて、防犯意識の高揚及びハード事業も考慮した犯罪抑止施策を推進します。

#### 計画期間

第8次鳥取市総合計画の期間を考慮し、平成18年度から平成27年度としますが、社会の急速な変化に対応していくため、適宜見直しを行い、各年度の実施計画に反映させていきます。

#### 計画推進の基本的な考え方

- ・ 連携・ネットワークの整備
- ・ 協働による地域防犯活動の推進
- ・ 自らを守る意識の高揚
- ・ 犯罪防止に重点を置いた都市環境整備

**ご意見のあて先、資料の配置場所はこちらです!**



危機管理課 堀 哲男 課長

**提出方法** 様式は問いません。住所・氏名・電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

**資料配置** 4月17(月)から市役所本庁舎1階総合案内所/市役所本庁舎4階危機管理課/市役所駅南庁舎1階総合窓口/各総合支所地域振興課/各地区公民館

**提出期限** 5月8日(月)必着

**提出・問い合わせ先** 市役所本庁舎危機管理課

☎(0857)20-3127 ☎(0857)20-3040

電子メール kikikanri@city.tottori.tottori.jp

## 人権尊重社会の実現をめざした人づくり

### 鳥取市人権教育基本方針(案)

本市教育委員会では、すべての市民の人権が尊重された社会の構築をめざすため、あらゆる教育の場における人権教育の推進に向けた基本方針を策定しています。

この度、「鳥取市人権教育基本方針」(案)がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

#### 方針の趣旨

鳥取市民が、すべての人々の権利を尊重することの必要性について学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことは大変重要なことです。鳥取市教育委員会は、このような観点から、日本国憲法および教育基本法の精神にのっとり、人権課題の解決と人権が尊重される社会の実現に向けて行動できる人間の育成をめざして、人権教育基本方針を定めるものです。

#### 基本方針の内容

1. 市民一人ひとりが、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、自分の人権のみならず、ほかの人の人権についても正しく理解し、人権課題の解決と人権が尊重される社会の実現に向けて行動できる人間の育成をめざします。
2. 市民一人ひとりの自主性を促すため、人権が尊重された人間関係や環境の中で寛容の精神が大切にされた多様な学習活動を展開し、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性を培います。
3. 市民一人ひとりが、人権尊重の精神にあふれ、幸せで豊かな社会生活を送ることができるよう、家庭・学校・地域など、あらゆる場と機会を通して、継続的に人権教育を推進します。
4. 本方針の実施にあたっては、子どもたちの発達段階および地域の実情を踏まえ、家庭・学校・地域などが、自主的・主体的にそれぞれの役割を担いつつ、協働して取り組みます。また、学校教育と社会教育においては、教育の中立性を保ち推進します。

**ご意見のあて先、資料の配置場所はこちらです!**



人権・同和教育課 松ノ谷 博 課長

**提出方法** 様式は問いません。住所・氏名・電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

**資料配置** 4月17(月)から市役所本庁舎1階総合案内所/市役所第2庁舎4階人権・同和教育課/市役所駅南庁舎1階総合窓口/各総合支所教育委員会分室/各地区公民館

**提出期限** 5月8日(月)必着

**提出・問い合わせ先** 市役所第2庁舎人権・同和教育課

☎(0857)20-3376 ☎(0857)20-3050

電子メール kyo-douwa@city.tottori.tottori.jp

\*詳しい内容については、鳥取市ホームページにも掲載しています(アドレスは表紙下段)。